

ほろり呑み屋

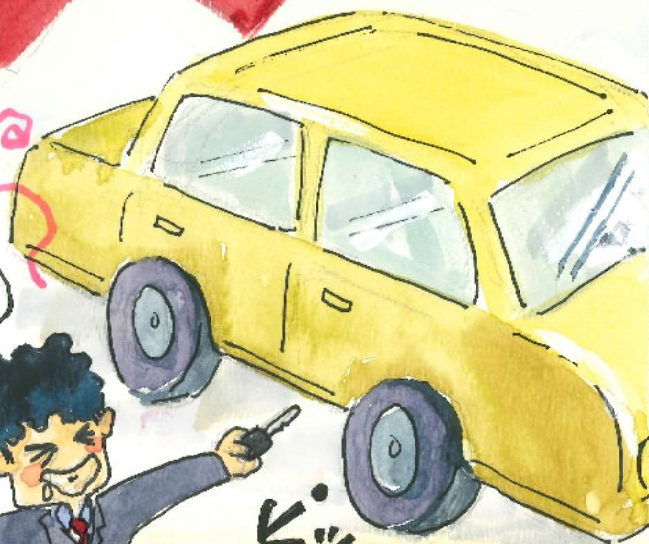
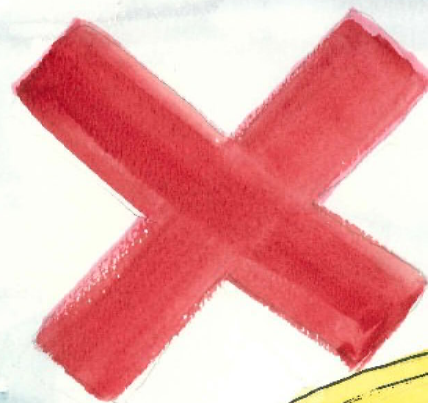


OK! ゴーゴー



NO!

乗れん
乗れん



↓ツ!



～飲酒運転の撲滅へ～



車で来た方が、もし飲酒してしまった場合、
お酒で判断が鈍くなるため、
その時は『まわりの人』が、運転代行を頼んだり、
公共交通機関を利用するように促すようにしましょう。

酔っぱらった当人だけに任せてしまうと
飲酒運転をしてしまうかもしれません。

まわりに居た人も、共犯になってしまうかもしれません。

「適正な判断が出来なくなっている」と思いましょう。





運転代行を呼ぶ



公共交通機関を使う

～飲酒運転の撲滅へ～



翌日、出勤や仕事等で、車を運転する予定があるのならば、それを考慮した飲酒時間、飲酒量を心がけましょう。

夜遅くまで飲酒した場合には、翌朝も体内にアルコールが残っている可能性があるため、飲酒運転となります。絶対に、車の運転は控えましょう。

翌朝にお酒が残ってしまい飲酒運転になってしまうのは当人だけの責任ではありません。遅くまで『付き合い合わない』ことも大切です。

楽しくなって、2次会、3次会と、遅くまで一緒に飲み過ぎてしまうと、翌朝の飲酒運転の共犯者になってしまいます。



1次会

2次会

3次会...



過度な飲酒は **No!**

～飲酒運転の撲滅へ～



最後に、飲酒運転だと思ったら、すぐに『110番』に通報しましょう。

(福岡県では令和2年6月から、
全ての県民が、飲酒運転を見かけた場合の、
110番通報が『義務化』されました。)

例えば、

「ふらついて、蛇行するなど、飲酒運転の疑いのある車両を見かけた」

「駐車している車の運転席で飲酒している」

「酒に酔った様子の人や、お酒のニオイのする人が運転席に乗ろうとしている」

「青信号なのに発進しない車がいる」

などが挙げられます。

「飲酒運転かも?」と思ったら迷わず110番通報しましょう。

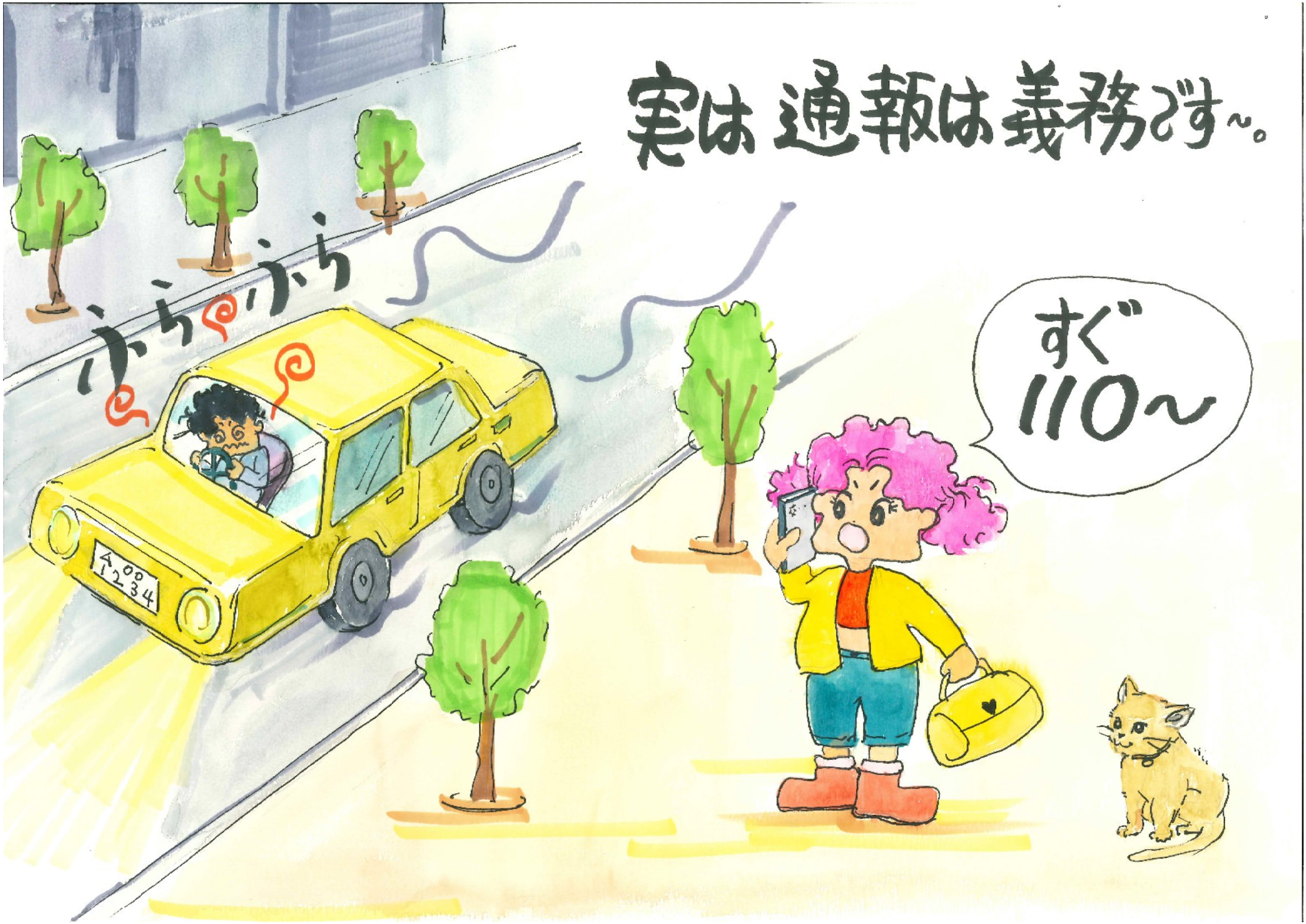
飲酒運転をしないことはもちろんですが、
まわりから、飲酒運転を撲滅しましょう!!

おしまい、おしまい。



実は通報は義務です。

すぐ
110~



～飲酒運転の撲滅へ～



『飲酒運転の撲滅へ!!』

まず第1に、お酒を飲んだ人には、絶対に運転させないようにしましょう。

飲酒運転と知りながら、車を貸したり、酒類を提供したりすると
厳しく罰せられます。

飲酒運転と知りながら、車に同乗した人も、
運転免許の有無にかかわらず、飲酒運転者と同様に厳しく罰せられます。

さらには、免許停止または免許取消しになる場合があります。

